

平成 31 年 1 月 25 日

消費者委員会事務局

遺伝子組換え表示制度改正案にかかる委員意見

【監視、公定検査法】

- 公定検査法で加工食品の判別が難しいということであれば、分別流通生産管理制度をしっかり監視すべき。〈論点①、④-1、④-2〉
- 加工食品段階での検知に関係なくチェックしないと監視にならないのではないか。
- 不検出の水準は原材料をベースとした数値を明示すべき。〈論点④-2〉
- 原材料段階における行政の監視体制が重要。
- 加工食品で検査ができないために、原材料に戻って公定検査法を適用、という説明は検討会でのそれと異なる。検討会結果尊重の前提が崩れることになる。
- 社会的検証と科学的検証の組み合わせ方を考えておくことが必要。
- 段階的に諸外国の水準まで厳しくしていくべき。同時に、トレーサビリティ制度の確立を求めてもよいのではないか。〈論点④-1〉
- 監視スキームについての検討は継続して行うべき。
- 監視にあたっての検査体制については消費者への説明が必要。
- 監視方法の全体像を明確にする必要がある。

【経過措置期間】

- 施行を前倒して、新旧制度が併存しても消費者は実際に困らず、経過措置期間後に混乱が生じないよう事業者に努力を促すべき。
- 施行を前倒した場合、表示が混乱する原因にもなりかねないのではないか。

【表示内容、表現方法】

- 「不分別」といった表現や、不検出から5%の間を示す表現については分かりやすくすべき。〈論点③〉
- 主観的な表現の使用は避け、極力Q&Aなどで例示すべき。〈論点③〉
- 流通実態上、90%ほどが遺伝子組換え食品であるという事実が認識できるような表示にすべき。
- 「不検出」という表現に消費者は過度な期待を抱きがちになり、留意が必要。〈論点④-2〉
- 各分類がどういう意味を持つかを理解しうる表示であるべき。
- 簡素な手段を用いて、充実した表示がなされる方向で検討されるべき。〈論点②、③〉

- 「遺伝子組換えでない」と表示していないことの意味が2種類あり、その点は消費者の誤認が払拭できないのではないかと。〈論点③〉
- 現行のIPハンドリングは、最も安いコストで、遺伝子組換え農産物が混入する量を最も少なくする方法であり、それが潰れるような改正であってはならない。
- IPハンドリング実施の事実を、マークなどを用いて表示してはどうか。また、「IPハンドリング」という用語自体も積極的に普及を図ってはどうか。〈論点③〉

【対象品目】

- 対象拡大を行わない理由が加工食品からの科学的検出が不可能であるから、という理由は説得力に欠けることから、無記載とするのではなく、何がしかを表示すべき。
- IPハンドリングの精度向上を図れば、全食品を対象とすることについて検討が可能になる。
- 義務表示対象外であっても、事業者において可能な限りガイドライン等により消費者への情報提供に努めるべき。

【普及啓発、周知】

- 改正の有無に関わらず消費者への普及啓発が必要。
- 具体的な普及啓発活動を明確にしておくべき。消費者の理解を深めるような具体的施策を。
- 事業者に対しても、国としてガイドライン等を提供すべき。
- 本制度が安全性の問題ではないことをリスクコミュニケーションの場でしっかり説明すべき。

【その他】

- 検討会の報告書は尊重すべき。
- 状況に応じて位置付けや役割を整理すべきであり、現時点ですべてを解決した制度にするのは難しい。
- 新制度施行後、実態把握のためのモニタリング調査を行い、必要に応じて制度の見直しを行うべき。

（備考）

1. 「検討会」は、消費者庁「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」を表す。
2. 各意見における末尾の記載は、「遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書」（消費者庁、平成30年3月）において関連性があると考えられる論点の番号を表す。